

介護医療院の運営規程概要

第1条 医療法人信英会が開設する介護医療院「デイジー港南」が実施する介護医療院の事業（以下「介護医療院」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 介護医療院の従業者は、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 介護医療院は利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

4（1）介護医療院は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

（2）介護医療院は、介護医療院サービス提供中に、当該介護医療院の従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 ：医療法人信英会介護医療院 デイジー港南

（2）所在地 ：福山市新涯町二丁目5番8号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 介護医療院の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

① 医 師 1人以上（常勤）

医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

また、病院併設の為24時間医師が対応致します。

② 看護要員

・看護職員8名以上（看護師2名以上）

看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

・介護職員

介護職員 10人以上

介護職員は入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

③ 作業療法士 1人以上（常勤）

作業療法士等は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

- ④ 理学療法士 1人以上（常勤）

理学療法士等は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

- ⑤ 介護支援専門員 1人（常勤）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

- ⑥ 薬剤師 1人（常勤）

薬剤師は、医師の診断に基づき、調剤及び医薬品の供給・管理を行う。

- ⑦ 管理栄養士 1人（常勤）

管理栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

（入所者の定員）

第6条 介護医療院の定員は、46人とする。

（介護医療院サービスの内容）

第7条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

（利用料その他の費用の額）

第8条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割2割または3割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入院患者から受けることができる。なお、居住費及び食費については介護保健負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

一、居住費 多床室 370円/日
従来型個室 1,640円/日

二、食費 1,380円/日

三、理美容代 1,500円

四、その他介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものの実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

- 4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度入所者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

（施設利用に当たっての留意事項）

第9条

- 1 施設サービス計画に基づいた医師及び看護職員の指示並びに介護職員、理学療法士及び作業療法士の指導に従い、介護医療院サービスの効果が十分得られるよう努めること。

- 2 施設内での秩序維持に努め、口論、暴行又は中傷その他の他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 3 施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領従い、当該設備等を破損することのないよう留意するとともに安全性の確保に努めること。
- 4 火気の取扱いに注意すること。
- 5 施設の安全衛生を害する行為をしないこと。
- 6 外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。

(非常災害対策)

第10条

- 1 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。
- 2 避難訓練は年3回以上する等、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

附則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月22日から施行する。